高知市電子契約サービス提供業務公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

高知市電子契約サービス提供業務

(2) 目的

本業務は、本市及び契約相手方双方の契約締結に係る作業負担の軽減や事業者等の利便性 向上を図るため、契約手続きを電子化する電子契約サービス(以下「サービス」という。)の 利用に係る導入支援及びサービス提供を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

高知市電子契約サービス提供業務

- ① 高知市電子契約サービス導入支援業務
- ② 高知市電子契約サービス提供業務
- (4) 委託期間
 - ① 高知市電子契約サービス導入支援業務 契約締結日から令和6年1月31日まで
 - ② 高知市電子契約サービス提供業務(60か月の長期継続契約) 令和6年2月1日から令和11年1月31日まで
 - ※ ②については、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する 年度の翌年度以降において、市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、 契約を変更又は解除することができる。
- (5) 令和5年度における予算限度額 (※(4)①及び②の2か月分) 462千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 資格要件

(1) 参加意向申出書提出者(以下「提出者」という。)は、公告日から受託候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

また,提出者が指定するサービス提供事業者 (以下「サービス提供事業者」という。)が ある場合は,サービス提供事業者についても同様とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当しない者
- ② 高知市競争入札指名停止措置要綱(平成6年7月1日制定)(以下「本市指名停止要綱」という。)の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた3、大変であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に

基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の 申立てがなされなかったものとみなす。

- ④ 代表者又は役員等が,高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれにも該当しない者
- ⑤ 本市の令和4・5年度物件等競争入札参加資格を有する者
- ⑥ 過去2年以内に国又は地方公共団体において電子契約サービスの導入支援を含む運用実績を有すること。なお、提出者とサービス提供事業者が異なる場合においては、両者とも、それぞれ実績を有すること。
- ⑦ 公告日時点において,情報セキュリティについて提出者又はサービス提供事業者が以下 のいずれかの認証等を受けていること。
 - ・ISO/IEC27017 による認証
 - ・ISMAP クラウドサービスリストへの登録
 - ・日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査による認定
 - ・SOC2 報告書(Service Organization Control Report)の取得
- (2) その他(失格等に関する事項)
 - ① 提出者又はサービス提供事業者が、次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ・提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - ・選定委員会の委員,市職員又は当該プロポーザル関係者に対して,当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。
 - ② 提出者又はサービス提供事業者が、受託候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、受託候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

3 審査

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、2段階で実施する。

- ① 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、提案書の提出者を選定する。
- ② 2次審査は、審査基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に最も優れた提案書の提出者及び次点者を決定する。なお、プレゼンテーションの説明は30分以内、質疑は15分程度とする。

プレゼンテーションの際のデモンストレーションにおいて使用する機器は、スクリーン、 プロジェクター及びHDM I ケーブルは本市が用意し、それ以外の機器は各自用意するも のとする。また、提出者は3人以内とし、オンライン参加は不可とする。

※ 最も優れた提案及びプレゼンテーションを行ったものを受託候補者とする。また,受 託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は,次点者を受託候補 者とする。

(2) 選定委員構成

委員長1人,副委員長1人,委員4人 計6人

(3) 選定基準

ア 1次審査の参加資格要件確認は、「2 資格要件」のとおりとする。

イ 2次審査の選定基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。

(4) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。また、2次審査結果は、提案書の提出者全員に書面で通知する。

4 質疑·回答

(1) 提出書類

質疑書(様式第1号)

(2) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。 ※提出後,電話にて到達の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和5年8月25日(金) 正午(必着)

(4) 提出先

高知市総務部契約課

FAX: 088-823-9496

E-mail: kc-050500@city. kochi. lg. jp

(5) 回答方法

令和5年8月29日(火)に高知市契約課ホームページに掲載する。

5 参加意向の申出

(1) 提出書類

参加意向申出書(様式第2号) 1部

資格要件確認書(様式第3号) 1部

業務実績調書 (様式第4号) 1部

情報セキュリティ認証等状況報告書(様式第5号) 1部

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 提出期限

令和5年9月5日(火) 正午(必着)

(4) 提出先

高知市総務部契約課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎3階

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果

通知書(様式第6号)により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

6 提出書類作成要領

(1) 提案書等提出書類については、次のとおりとする。

Nº	項目	備考	様式	提出部数
1	企画提案書	内容は、「高知市電子契約サービス提供業務仕様書」及び別紙「審査基準」を熟読の上、次の事項を盛り込むこと。 ・提案の全体概要 ・電子契約サービス内容 (機能面及びデータ管理等) ・セキュリティ対策 ・導入支援内容 ・電子契約サービス導入後の運用支援内容 ・業務遂行スケジュールと管理体制 ・その他提案	任意	1~3につ いては, 正本1部, 副本9部を
2	業務実施 体制図	サービス導入業務実施の取組体制及びサービス提供開始後の支援体制を記載すること。 ※提出者とサービス提供事業者が異なる場合は、二者の責任範囲を明確にすること。	様式 第7号	提出すること。
3	参考見積書	ア ①高知市電子契約サービス導入支援業務及び② 高知市電子契約サービス提供業務について、それぞ れ見積金額を記載すること。 イ 積算内訳について具体的に示すこと。 ウ 消費税及び地方消費税の額が分かるよう記載す ること。	様式第8号	
4	情報非公開 希望申立書	非公開希望がない場合でも,必ず提出すること。	様式 第9号	1部

【提出書類作成の注意点】

- ① 提出書類の規格は A4判片綴じとする。(縦書き・横書き、片面・両面の指定なし)
- ② 文字は 10.5 ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 1~3までは、通しのページ番号を付すこと。
- ④ 企画提案書の枚数制限は無し
- ⑤ 企画提案書の表紙に以下の事項を記載すること。

【タイトル】 「高知市電子契約サービス提供業務企画提案書」

【提出者名】 ○○会社

【提出年月日】令和5年○月○日

- ⑥ 企画提案書のページ下部にはページ番号を付すこと。
- ⑦ 企画提案書においては、イラストやイメージ等の使用を可能とする。また、難解な用語 の使用や表現は避け、分かりやすい記載に努めること。
- ⑧ 企画提案内容は、提出者が確実に実現できる範囲で記載すること。
- (2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 提出期限

令和5年9月21日(木) 正午(必着)

(4) 提出先

高知市総務部契約課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎3階

(5) 留意事項

ア 提案は、1者1提案とする。

イ 提案書を受理した後の差し替え, 追加, 削除等は一切認めない。

7 スケジュール (予定)

公告 令和5年8月21日(月)

質疑書の提出期限 令和5年8月25日(金)正午

質疑に対する回答 令和5年8月29日(火)

参加意向申出書の提出期限 令和5年9月5日(火)正午

参加資格確認結果の通知 令和5年9月7日(木)

プロポーザル選定委員会の審査 令和5年10月2日(月)

(プレゼンテーション)

審査結果の通知令和5年10月上旬契約の締結令和5年10月中旬

8 結果の公表

- (1) 審査結果の通知時に、受託候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者(「B社」「C社」等と記載)の総得点を市のホームページで公表する。
- (2) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を市のホームページで公表する。

9 問合せ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市総務部契約課 担当:田島,光内,西成

電話:088-823-9414 FAX:088-823-9496

E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp

10 その他

- (1) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - エ 選定委員会の委員,市職員又は当該プロポーザル関係者に対して,当該プロポーザルに 関わる不正な接触の事実が認められたとき。
- (3) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例(平成12年条例第68号,以下「条例」という。)に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの(条例第9条第1項第3号該当)を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類(様式第9号)を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (7) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届(様式第10号)を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (8) 選定結果等についての不服及び異議申立ては認めない。